

議案第11号

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例（昭和29年白岡町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「23,700円」を「28,400円」に改める。

第5条中「100分の2.29」を「100分の2.41」に改める。

第6条中「14,100円」を「14,700円」に改める。

第7条中「100分の2.13」を「100分の2.21」に改める。

第8条中「14,700円」を「15,400円」に改める。

第20条第1項第1号ア中「16,590円」を「19,880円」に改め、同号イ中「9,870円」を「10,290円」に改め、同号ウ中「10,290円」を「10,780円」に改め、同項第2号ア中「11,850円」を「14,200円」に改め、同号イ中「7,050円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「7,350円」を「7,700円」に改め、同項第3号ア中「4,740円」を「5,680円」に改め、同号イ中「2,820円」を「2,940円」に改め、同号ウ中「2,940円」を「3,080円」に改め、同条第2項第1号ア中「20,145円」を「4,260円」に改め、同号イ中「17,775円」を「7,100円」に改め、同号ウ中「14,220円」を「11,360円」に改め、同号エ中「11,850円」を「14,200円」に改め、同項第2号ア中「11,985円」を「2,205円」に改め、同号イ中「10,575円」を「3,675円」に改め、同号ウ中「8,460円」を「5,880円」に改め、同号エ中「7,050円」を「7,350円」に改める。

第21条の3第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。